

特別名勝「松島」の現状変更手続きについて

■現状を変更する場合は、許可が必要となります

東松島市野蒜・宮戸地区については、文化財保護法により特別名勝「松島」に指定されているため、現状の変更をおこなう場合は、申請により許可を受ける必要があります。

指定区域内は、地形や土地利用状況から区分化（別紙区分図参照）され、現状変更できる範囲がそれぞれ定められています。

主に第2種保護地区、第3種保護地区については文化庁からの権限移譲により市で許可できます。

なお、特別保護地区、第1種保護地区、海面保護地区については、案件によっては、文化庁の許可となり、申請書提出から許可まで、約1～2ヶ月かかります。

市で許可出来る案件でも、現状変更許可を得るまでには1ヶ月程期間を要する場合がございますので、計画がある場合はお早めにご相談ください。

■申請が必要なもの

特別名勝「松島」の指定区域内で、次のような事業や行為をおこなうときには、申請が必要となります。

申請が必要な場合

- ① 住宅、民宿、店舗、倉庫、農林漁業施設などの建築物や工作物の新築、改築、増築
- ② 浄化槽の設置や上下水道の工事
- ③ 道路の舗装や側溝整備
- ④ 漁港、堤防等の工事
- ⑤ 鉄塔、電柱、携帯電話基地局、各種アンテナ、街路灯等の設置
- ⑥ 看板など屋外広告物の設置
- ⑦ 公園、公共建築物の整備
- ⑧ 森林等、木や竹の伐採
- ⑨ 土地の造成など、土地の形状変更
- ⑩ その他、現在の状況から、変更をおこなうとき